

法定相続情報証明制度

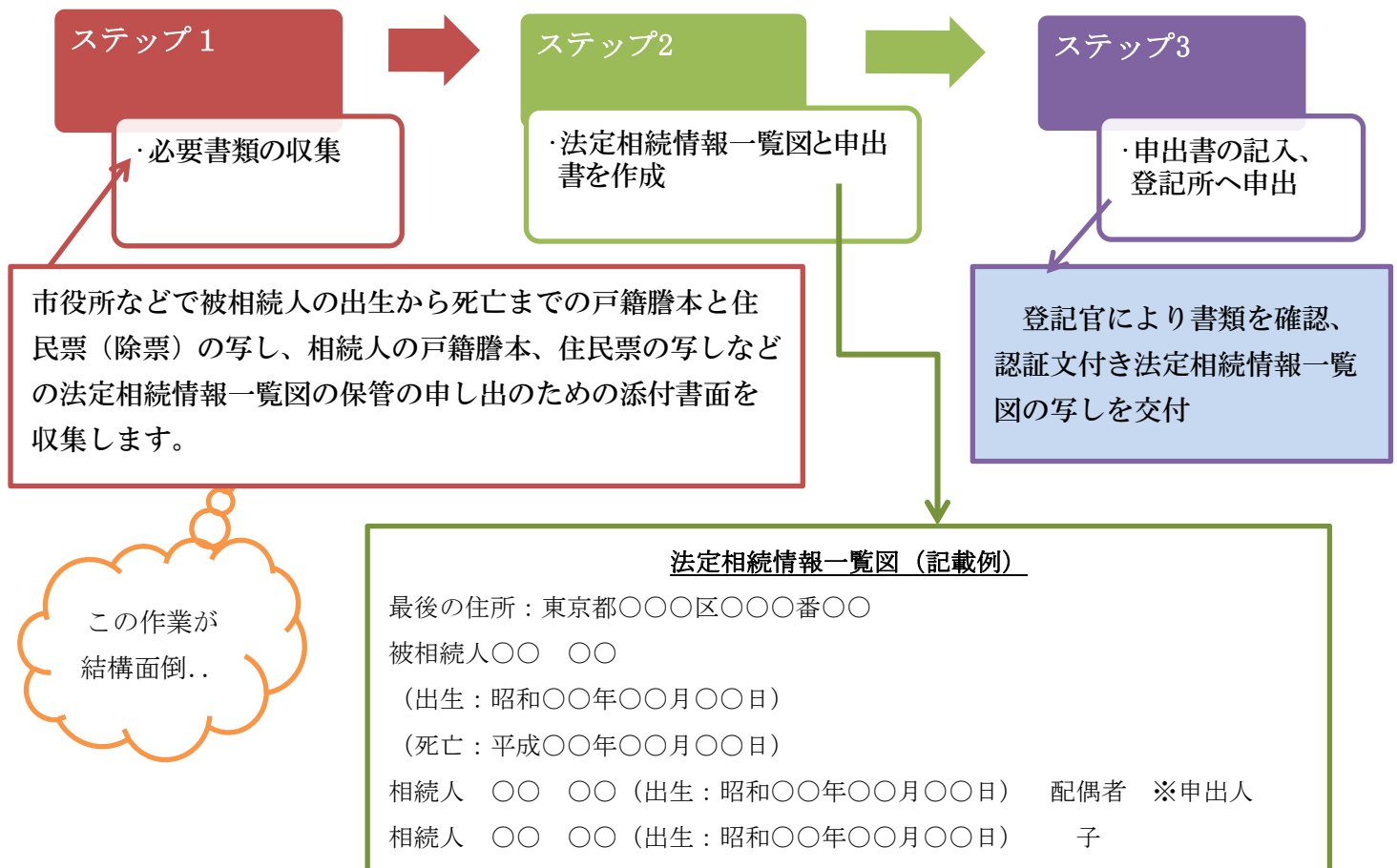
相続の各種手続きが簡略に？

平成 29 年 5 月 29 日から、全国の登記所（法務局）において、相続登記の申請手続や被相続人名義の預金の払戻しなどの各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

今までの相続手続では、亡くなった人の戸除籍謄本等の束を相続手続を取り扱う各種窓口で何度も出し直す必要がありますが、「法定相続情報証明制度」を利用することで、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出せば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。←ここが手続き簡略化の目玉です。

具体的な手続は、次のとおりです。



この制度を利用することができる人（申出人となることができる人）は、被相続人の相続人（又はその相続人）です。また、制度の申出は申出人からの委任によって、代理人に依頼することができます。委任による代理人については、親族のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に依頼できます。

なお、被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を提出することができない場合は、本制度を利用することができません。